

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
宮城県仙台市	1	廃棄物の処理に関する基準等の緩和	可燃性廃棄物を原料としたFCV向け水素生成を核とした地域内エネルギー自立化と脱炭素化	・がれき類等破砕施設にとどまらない、廃棄物発生場所での効率的処理が可能になる。 ・一般廃棄物についても特例認定が適用されること、親子会社に限定されないことで、廃棄物の自社処理の拡大が可能になる。 ・一般廃棄物回収の柔軟な運用により効率的な廃棄物処理と再商品化資源生成が可能になる。	・（一般廃棄物処理施設許可・届出）廃棄物処理施設は移動を前提としない。施設の維持、構造等の設置に関する計画。 ・（二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例認定）廃棄物処理法第12条の7の「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例」はあくまで産業廃棄物のみが対象で、一般廃棄物には適用されない。 ・（一般廃棄物の分類）市町村による分別収集と再商品化事業者への分別基準適合物の引き渡しが必要。 可燃性の一般廃棄物であればそれ以上の分別。	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) 第8条(一般廃棄物処理施設の許可) ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号) 第3条(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請) 第8条(市町村分別収集計画) 第10条の2(市町村に対する金銭の支払) 第11条(特定容器利用事業者の再商品化義務) ○道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号) 第55条(基準の緩和) ○労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) 第88条(計画の届出等) ○ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号) 第10条(設置届) 第11条(移動式ボイラーの設置報告) 第56条(設置届)	・車両の車庫を以て所在地とみなす、移動回収処理を搬入とみなす等の要件緩和。 ・同法の特例規定を一般廃棄物にも適用されることと同時に、都道府県知事等が認める一定区域内であれば「親子会社」に限定されない規制緩和。 ・本事業対象地域で、一般廃棄物分別収集の緩和。 ・指定法人を経由しない再商品化資源の引渡し。	環境省	・一般廃棄物処理施設設置許可及び届出に係る技術上の基準において、移動式施設の設置を必ずしも妨げるものではないと考えられるため、各地方公共団体において適切に判断された。 ・産業廃棄物処理法第12条の7の規定による「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例」については、同法第11条第1項の規定により排出事業者がその産業廃棄物を「自ら処理」する場合の取扱いは、排出実態が変わらないまま分社化等を行った場合にも適用するための特例である。一般廃棄物は市町村の統括的処理責任により処理されるものであるため、業として処理を行うとする者に対しては個別に一般廃棄物処理業の許可を与える等の措置により、適切に対処された。 ・プラスチック資源循環法の措置により、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物をプラスチック資源として一括で回収することが可能になる。 ・プラスチック資源循環法の措置により、市町村とリサイクル事業者が連携して行う再商品化計画を作成し、主務大臣が認定することで、市区町村による選別、梱包作業を省略してリサイクル事業者が実施することが可能となる。	一般廃棄物処理施設の設置許可制度は、焼却施設など一定の一般廃棄物処理施設の設置を一般的に禁止した上で、施設の設置に関する計画が技術上の基準に適合していること、施設の設置及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境に適正な配慮がなされたものであることなど、一定の要件を具備する認められるときに限って許可することにより、一般廃棄物の適正な処理を確保し、もって生活環境の保全を図るものである。 こうした設置許可制度の趣旨を踏まえた上で、一般廃棄物の統括的処理責任を有する市町村がその責任において処理が可能となるよう、当該移動式施設の設置については、前例にとられることなく、各地方公共団体において適切に判断された。 なお、一般廃棄物処理施設の設置許可権者は、都道府県知事又は政令市長である。	環境省	労働安全衛生法第88条第1項に基づき第一種圧力容器（移動式を含む。）の設置届については、急を要する工事についての適用として、計画の届出をすみやかに審査し、安全衛生上問題がないと判断される場合には、計画の届出後30日を経過しない間に工事を開始しても差し支えない旨を示していること（昭和48年3月19日付け基発第145号）、必要に応じ、所轄労働基準監督署まで相談された。 なお、移動して用いる第一種圧力容器は、製造後最初に使用する場所を設置し見出し届出を行うことにより、移動において届出不要で運用可能である。このことは移動式ボイラーの報告の場合も同様である。
宮城県仙台市	2	対面診療が基本とされる医師法規定（無診察治療等の禁止）の解釈・運用の緩和	ウェアラブルデバイスを用いたオンライン診療の高度化（かかりつけ患者に対してウェアラブルデバイスを貸与し、家庭での血圧、脈拍、心電図、SPO2値の計測による遠隔モニタリングを実施→来院せずにオンライン診療、薬剤の送付）	89%の医師が「必要な医療を提供できない」と回答している現状のオンライン診療の課題を解決する	・対面診療に対してオンライン診療は保険点数が低く算定されているオンライン診療料71点 ・遠隔モニタリング加算の対象が以下の(1)～(3)のみに適用されている (1)「離ペーサー」指導管理料（遠隔モニタリング加算）320点/月 (2)在宅酸素療法指導管理料（遠隔モニタリング加算）150点/月 (3)在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料（遠隔モニタリング加算）150点/月	○医師法(昭和23年法律第201号) 20条 ○診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号) ・「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」	・特定疾患療養管理料（情報通信機器を用いた場合）100点 十分なモニタリングを行うことで対面診療と同等の保険点数に ○診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号) ・遠隔モニタリング加算の対象を高血圧、慢性心不全、慢性呼吸不全の患者に拡大（医療機器認定がなされたウェアラブルデバイスを用いた場合に限る。）	厚生労働省	特定疾患療養管理料（情報通信機器を用いた場合）、遠隔モニタリング加算等も含めたオンライン診療の診療報酬のあり方等については、次期診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会において、議論してまいりたいと考えている。	「ウェアラブルデバイスを用いたオンライン診療高度化」提案の補正として、現行の遠隔モニタリング加算の対象疾患に加えて、高血圧症、慢性心不全、慢性呼吸不全等の慢性疾患、さらに新型コロナウィルス感染症について、医療機器として認定された血圧、SPO2等が測定可能なウェアラブルデバイスによるモニタリングを施行した場合には遠隔モニタリング加算150点/月を算定可能とすることを提案する。これにより、多くの医師が必要な医療を提供できないと回答して導入を躊躇しているオンライン診療を安心・安全なものにするともに、オンライン診療実施者側のインセンティブ付与により、オンライン診療の利用促進に貢献する。	厚生労働省	オンライン診療については、令和4年度診療報酬改定において、 ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとしている。 個別技術の保険適用については、有効性・安全性に基づいて引き続き検討していくこととなる。
宮城県仙台市	3	個人の遺伝情報の活用に関するルールの明確化	・医療機関を受診する際などに、個人が自身のゲノムデータを自分の所有物として参照し、治療や予防など、ヘルスケアに活用するサービスを提供する。 ・同意のものを提供を受けたゲノムデータをもとにAI解析を行うシステムを整備し、特定の病気への罹患リスク予測や個別化医療など、ヘルスケアサービスの高度化を行う。	・特定の病気への罹患リスク予測や個別医療化など、ヘルスケアサービスの高度化が可能となる。 ・ゲノム医療における日本の国際競争力の向上につながる。	「個人情報保護に関する法律」についてのガイドライン（通則編）において、「個人識別符号」（個人情報保護法第2条第2項・個人情報法施行令第1条第1号イ）の解釈として、「ゲノムデータ…のうち、…互いに独立な40箇所以上の全ゲノム一塩基多型(SNP)から構成されるシーケンスデータ、9座位以上の4塩基単位の繰り返し配列(STR)等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたものが、個人識別符号に該当することとなると示されている。	○個人情報保護に関する法律(通則編) 2.定義 2-2 個人識別符号(法第2条第2項関係) イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列	現在、左記ガイドラインにおいて、個人識別符号への該当性について、「互いに独立な40箇所以上の全ゲノム一塩基多型(SNP)から構成されるシーケンスデータ、9座位以上の4塩基単位の繰り返し配列(STR)等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたものと」を示されている。この規定について、程度の重なるSNP・STRがあれば本人認証につながるという点から、個人識別符号該当性を明確にする。	個人情報保護委員会 厚生労働省	ガイドライン（通則編）においては、ゲノムデータに関する個人識別符号の定義として、「全核ゲノムシーケンスデータ、全エクソームシーケンスデータ、全ゲノム一塩基多型(SNP)データ、互いに独立な40箇所以上のSNPから構成されるシーケンスデータ、9座位以上の4塩基単位の繰り返し配列(STR)等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたものと」、規定しております。個々のゲノムデータが持つ個人識別性については、科学技術の進歩、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展状況等により変化してきていることから、これらの状況を踏まえた上で対応していくこととなります。			
宮城県仙台市	4	ロボットの走行に関する新たなルールの策定	「ロボットによるキャンパス全体の見守り」 ・自律走行を行う屋外対応ロボットにより対象数体全体を見守り ・カメラによる映像監視のほか、滞留・転倒者検知、火災・ガス漏れ検知、放置物検知等を行う	・24時間運用のより警備人員の省人化が期待できるため、少子高齢化に伴う労働人口減少にも対応しつつ、警備体制を維持することが可能	・ロボットの公共の場での走行ルールが策定されており、現状では歩道も車道も走行できない。 ・車両は自動車、原動機付自転車、軽車両、みなし歩行者の4つに区分されており、運転者がおらず自動走行で旅客・貨物を運送する車両や、車道だけでなく自転車道・歩道・私有地内も横断的に走行する車両が想定されていない。	○道路交通法(昭和35年法律第105号) 第2条(定義) 第77条(道路の使用の許可)	・歩道の一部をロボット優先の走行路とする等、ロボットの走行に関する新たなルールの策定 ・道路使用許可申請や道路運送車両保安基準の緩和申請を経なくても自動走行ロボット・パーソナルモビリティが歩道等を自由に走行できれば、防犯のみならず、エスコート、案内等のおもてなしを屋外でも実現できる可能性がある。将来的には、ロボット等が高齢者、障害者等の移動支援を行うことまで実現できる可能性が考えられる。	警察庁	御提案のようなロボットは、キャンパス等、道路以外の場所で使用することが典型的と考えられるところ。道路交通法上の道路に当たらない場所であれば、同法の適用を受けることはありません。 なお、人の移動や荷物の運搬を本来の使用目的とするような自律走行型の車を含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。（※令和3年7月時点）			
宮城県仙台市	5	長距離ドローン飛行を実現するための通信手段の拡充	ドローン配送	上空のLTE通信の確保が難しいエリアにおいても長距離飛行が実現可能となり、利用者の利便性が向上。ひいては、ドローンによる空の利活用が促進。	・LTE通信の確保が難しい環境下で長距離ドローン飛行を実現するには、LTE通信の代替手段として無人移動体画像伝送システムの利用が考えられるが、同システムでは、送信出力の上限が定められているため、長距離飛行を行うことができない。 ・5G通信を活用した上空飛行に係るルールが整備されていない。	○無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号) 第4部の31 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備	・無人移動体画像伝送システムの出力上限に関して、リスクとメリットに応じた柔軟な規制緩和 （例：LTE通信の確保が難しいエリアにおいて、電波干渉のリスクが低く、自つドローン配送のメリットが十二分に考えられる場所であれば、送信出力上限を引き上げる。） ・5G通信を活用した上空飛行に係る新規のルール作り	総務省	ドローンで使用可能な無線システム（通信手段）については、無人移動体画像伝送システムを始め複数の方法があり、それぞれに特徴を有している。想定されている長距離伝送の具体的な条件等が不明であるため、「長距離ドローン飛行を実現するための通信手段の確保」の実現に向け、まずは詳細をお伺いさせていただきたい。 ・5Gは地上で使用する端末での利用を前提として基地局を配置しており、上空のドローン等で5Gを利用する場合、上空からの電波が広範囲の5G基地局に到達し、5Gネットワークに想定外の影響を与える可能性がある。また、5Gが使用する周波数は、衛星通信システムとも共用しており、上空のドローン等で5Gを利用する場合、衛星通信システムへ干渉を与える可能性がある。そのため、5Gの上空利用を可能とするためには、情報通信審議会等において、携帯電話事業者及び衛星通信システム事業者等の関係者の参画を得て、これらの技術的課題に対する検討、検証を行い、利用可能な条件について結論を得る必要がある。	ドローンで使用可能な無線システム（通信手段）について、以下をご検討いただきたい。 1.目視外飛行の遠隔監視における、離着陸時を除いた移動区間をテレメトリ等のデータ監視のみで成立するルール設定。 2.LTEの確保が難しい地域では、送信出力に制限があり、通信可能距離に制限がある。そのため、使用エリアを限定した上で、既存の帯域の送信出力を高くすること、他の帯域に影響を与えないことを担保した上で、高出力可能な新しい帯域を上空利用に割り当てること。	国土交通省 総務省	【国土交通省】 1.航空法においては現行においても目視外の飛行については申請していただくことで飛行が可能ですが、通信方法については規定していませんが、非常事態が発生した場合に監視だけではなく適切にコントロールし安全に着陸できるのであれば問題ございません。 【総務省】 2.について多くの利用者が強信無く共用できるように送信出力等の条件が定められており、出力増加は他の遠方の利用者へ影響が及ぶとともに、反対に遠方の出力増の利用者からの影響が自身に及ぶこととなる。なお、通信可能距離の延長を目的とする場合、例えば、使用する周波数や受信アンテナの選択等によって目的が達成出来る可能性もあつたと考えられるが、想定されている通信距離等の具体的な条件が不明であることから、「長距離ドローン飛行を実現するための通信手段の確保」の実現に向け、実験や研究開発等も視野に入れ、まずは詳細をお伺いさせていただきたい。

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
宮城県仙台市	6	1人の遠隔監視者が複数台の自動走行ロボットを監視し運用するためのルールの策定	自動走行ロボットによる配送	自動配送ロボットによる物流サービスの実現が可能になる。	複数のロボットの同時監視は、今後自動配送サービスをビジネスとして回し続けるためには不可欠であるが、1人の遠隔監視者が複数台の自動走行ロボットを監視し運用するためのルールが存在しない。	-	1人の遠隔監視者が複数台の自動走行ロボットを監視し運用するためのルールの策定	国土交通省 警察庁	内閣官房成長戦略事務局を中心に関係省庁と連携し、遠隔で多数台の低速・小型の自動配送ロボットを用いたサービスが可能となるよう制度を検討しており、令和3年6月18日に閣議決定された成長戦略実行計画に示されている通り、低速・小型の自動配送ロボットについて、道路運送車両に該当しないこととする予定である。 「自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順」を警察庁ウェブサイトで公表しており、同手順に沿って道路使用許可を受ければ、1人の遠隔監視者が複数台の自動配送ロボットを走行させることは可能です。 なお、自律走行する低速・小型のモビリティについては、関係省庁と連携し、制度整備に係る検討を行っているところです。 自動走行するロボットを運用する計画等がありましたら、具体的な内容等を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
宮城県仙台市	7	公道における自動運転サービス実用化に向けた要件緩和	都の都に映える持続性のある安全な次世代モビリティサービス（公道における自動運転サービス実用化）	・労働力減少によるドライバー不足や人件費高騰による地域交通の担い手確保、負担圧縮 ・運転者の人的ミスにより発生する交通事故の削減 ・住民の回遊手段確保による街の賑わい・活性化の維持 ・高齢者の外出促進による社会福祉費低減	a)改造車両への許認可 b)遠隔監視者・乗務員の免許制度の確立 c)完全キャシュレスに対応した移動サービス車両の確立 d)実証実験での既存バス停の利用許認可	○道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号) 第55条(基準の緩和) ○道路交通法(昭和35年法律第105号) 第86条(第二種免許) ○道路運送法(昭和26年法律第183号) 第13条(運送引受義務) ○道路交通法(昭和35年法律第105号) 第44条(停車及び駐車を禁止する場所)	・「車両の保安基準適合検討書」及び「遠隔型自動運転システムの概要の説明書」について、車両やセンサー、システムの諸元について実験等での実施実績のあるものと同一性が確保される限り、実証実験、事業においても審査を不要とし、又は簡易なものとする。 ・自動運転車両の直接的な運転者とはならない遠隔監視者（認知・判断者）や、乗務員（車室内サービス）について、2種免許を不要とする。見守りサービスやコールセンターサービスについても同様に、2種免許を不要とする。 ・現行法制下、現金収受機を設置しない場合は（現金収受ができないため）、現金しか持たない乗客を拒否することは出来ないが、現在の社会ニーズや自動運転車両の構築に向けて、完全キャシュレスに限定した自動運転サービスも認める。 ・より地域社会に溶け込んだ実証実験（＝社会受容性の醸成や、安全に渋滞を作らない実験運用）が必要と考えており、その観点で、実証実験期間中の自動運転車両であっても（路線バスを妨げない前提で）、路線バスとの乗継ぎのため、既存バス停を利用できる制度を設ける。	警察庁	現在、「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定的地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところです。 （規制課） 自動運転バスの公道実証実験において、路線バス等を利用する者の安定的な輸送の確保に資すると認められる自動運転バスについては、実証実験主体とバス事業者の合意に基づき、新たに「駐車可」の標識を設置することなく、既存バス停に駐車することが可能です。 以上の回答に関し、御提案に係る記載内容のみでは定かたない部分もあるため、実証実験の内容を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。	警察庁	従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、運転免許の必要性を含め、警察庁で検討を進めているところです。 なお、運転操作を行わない者については、現行制度の下でも、免許を要するものではありません。	
宮城県仙台市	8	電動キックボード等、新しいマイクモビリティに適応した区分整理	・既存の電力系統に依存しない、再生可能エネルギーのみによる完全地産地消型交通システム ・マイクモビリティとワイヤレス給電システムを基本とし、太陽光、風力に加えて一般廃棄物を利用したバイオマス発電システムを再生可能エネルギー源として利用	・今後急速に進む交通系の電動化に対応するための既存系統からの電力供給負担を防ぎ、電力安定供給体制維持に貢献することができる。 ・自転車よりも狭いスペースに設置できる電動キックボードなどを活用することで、市民の短距離移動を促進し、街の賑わいに貢献する。	・電動キックボードが道路交通法で原動機付自転車と指定されており、実態の電動キックボード利用ケースにあてはまらないこと	○道路交通法(昭和35年法律第105号) 第2条(定義) ○道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号) 第1条の2(原動機付自転車の総排気量等の大きさ)	・キックボード等の原付指定解除、それに伴い機体に付帯するウィンカー、後写鏡、ナンバープレートなど電動キックボードの実態に即した検討 ・10km/h程度の低速制御下での自転車歩行者道の走行可能化。 ・キャンパス内など指定エリア内におけるGSM、マイクモビリティの公道走行可能化。 ・GSM、マイクモビリティに対する適切な保安基準設定 ・適切な保険負担、税負担の設定 ・運転免許不要化	警察庁 国土交通省 金融庁 総務省	・電動キックボードその他の新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り方について、当局が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を行っているところです。（※令和3年7月時点） ・上記検討会における議論を踏まえ、車体の安全性についても関係省庁で連携し検討を行っています。なお、GSMについて詳細が不明ではございますが、最高速度が20km/h未満の原動機付自転車については、方向指示器や番号灯など、一部の保安装置の装備義務は適用されません。 ・自動車損害賠償保障法により、道路運送車両法上の原動機付自転車については、自動車損害賠償責任保険の加入が義務づけられております。保険料の設定については、道路運送車両法上での扱いに応じて、今後検討していく予定です。 ・電動キックボードについては、道路運送車両法上の原動機付自転車に該当することから軽自動車税種別割の課税客体とされており、その税率については定格出力等に応じて設定がなされているところです。	国土交通省	簡素化・迅速化については承知したところ、さらなる規制改革として、スーパーシティ対象区域内の一部公道（約500m）において、ナンバープレートのない改造車両による自動運転走行を可能にする規制緩和を要望する。また、自動運転の車両の直接的な運転者とならない遠隔監視者（認知・判断者）や乗務員（車室内サービス）に対して、2種免許を求めないことについては、引き続き要望する。	ご指摘の「ナンバープレートのない改造車両による自動運転走行を可能」の趣旨が、安全基準に適合しない自動車を何らかの代替の安全措置をとること無く自由に走行させたいと言うことであれば、車内の乗員や周辺の歩行者等を生命の危険にさらすこととなり、容認できない。 一方で、ご認識の基準緩和認定制度により、代替の安全措置を条件に基準緩和を行うことで、公道走行が可能である。本基準緩和手続については、当初の回答のとおり審査の簡略化を図っており、今後とも、ご要望や実態等を踏まえて合理化を検討していく。

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答	
宮城県仙台市	9	外国人創業活動促進(スタートアップビザ)の拡充	東北大学が設置を目指している「ソーシャルイノベーションラボ」では、外国人起業家や留学生を含み、多様な主体が集まることにより、仙台のイノベーションの核となることを目指しており、外国人留学生に対しても、既存の規制改革メニューである開業ワンストップセンターも活用しながら、起業支援を行っている。	外国人留学生の起業意欲が向上することにより、地域経済のイノベーションが活性化されるほか、優秀な外国人の定着につながる。	仙台市では、仙台市による事業計画の審査等を条件に、外国人起業家に係る「経営・管理」の在留資格の基準を緩和する、スタートアップビザ拡充の規制改革メニューの活用が可能。 しかしながら、この規制改革メニューを活用しても、卒業後間もない留学生が、「経営・管理」の在留資格を得るためには、資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2名以上を雇用することが必要となっており、これを満たすことができる外国人留学生は極めて少数に限られている。	○出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成22年法務省令第16号) 法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動の項	「資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2名以上雇用を」「資本金250万円以上又は常勤職員1名以上の雇用」へと緩和する。	法務省	在留資格「経営・管理」については、在留途中で事業が立ち行かなくなり、在留活動が途切れることが想定されるような場合には、「経営・管理」に該当する活動を行うものとは認められないところ、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成22年法務省令第16号)の資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2名以上雇用という基準は、外国人の方が経営又は管理に従事する事業が安定的・継続的に行われることを確認するための重要な基準であって、「経営・管理」の根幹に関わるものであるため、緩和することは困難である。 その上で、仙台市の卒業後間もない留学生で、これ(基準)を満たすことができる外国人留学生は極めて少数に限られている。旨の指摘については、既に平成30年から、申請人が地方公共団体が実施する起業支援対象者として認定され、地方公共団体が所有又は指定するインキュベーション施設に入居する場合において、当該地方公共団体が事業所に係る経費を申請人に代わり負担していること認められるときは、その他に当該地方公共団体に受ける起業支援に係る経費を含め、申請人に代わり負担している金額を最大で年間200万円まで考慮し、申請人が投下している金額と合わせて500万円以上となる場合は、基準を満たしているものとして取り扱っているため、活用いただきたい。 さらに、令和2年7月17日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」等において、外国人留学生の起業の円滑化を図るべく、制度の見直し等を行うことが盛り込まれたことを受けた措置の一環として、同年11月より、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を利用した者が、活動期間中に「経営・管理」で求められる事業所の規模等の基準を満たすことができなかった場合であっても、一定の要件を満たせば、起業に係る活動を行う者として「特定活動」を許可し、前記外国人創業活動促進事業での在留期間と合わせて最長2年間の在留を認めることとするため、活用いただきたい。 www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00001.html				
宮城県仙台市	10	定款認証手数料の無料化	東北大学が設置を目指している「ソーシャルイノベーションラボ」では、多様な主体が集まることにより、仙台のイノベーションの核となることを目指しており、外国人留学生等の起業や市民の第二創業を支援していく。	学生等の起業意欲が向上することにより、地域経済のイノベーションが活性化されるほか、卒業後の学生の定着につながる。	現在、新規開業や既存企業の第二創業にあたっては、定款認証のため、5万円の手数料を支払う必要がある。 特に、資金力の弱い学生起業家や第二創業を行う中小企業にとって、定款認証手数料の負担が起業の妨げとなっている。	○公証人手数料令(平成5年政令第24号) 第35条(定款の認証)	イノベーションが期待できる成長分野の事業や新分野創出につながる事業など、一定要件の下で定款認証手数料を免除する。	法務省	定款認証に係る手数料については、起業促進の観点からその引下げを検討し、令和3年度中に必要な措置を講ずることとしております。				
宮城県仙台市	11	国立大学・自治体・民間企業による共同出資	大学、地方自治体、民間企業の共同出資による公共サービスの提供(居住型ヘルスケア、学習支援サービスなど)	地方自治体による住民サービス、教育支援などに、大学の知見を活かし、併せて民間企業による運営効率を組み込むことにより少子高齢化社会の未来を拓く。	指定国立大学に指定を受けている東北大学では、技術移転機関、大学発ベンチャーを支援するVC等のほか、大学発ベンチャーのうち、コンサルティング事業等を行うものに限定して出資が可能とされているところ。 現在、通常国会に提出されている国立大学法人法の一部を改正する法律案において、施設等の利用促進に係る事業者や、大学発ベンチャーへの出資を可能とする改正案が提出されているが、法案が成立したとしても、これら以外の事業については出資が認められていない。	○国立大学法人法(平成15年法律第112号) 第22条(業務の範囲等)	国立大学による出資制限を緩和し、大学の知を活用した公共サービス等について、地方自治体及び民間企業等との共同出資を可能とする。	文部科学省	「国立大学法人法の一部を改正する法律」(令和3年法律第41号。令和4年4月1日施行)においては、指定国立大学法人について、当該指定国立大学法人における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を実施する者に対する出資を可能としており、この事業に「大学の知を活用した公共サービス等」が該当する場合は、今回の法改正で拡大した出資対象事業の範囲内で、本提案の事業に対する出資が可能である。 なお、出資を行う場合に地方自治体、民間企業との共同出資となることについては特段制限しているものではありません。				
宮城県仙台市	12	国立大学の研究成果等を活用し研究開発・製造を行う民間企業等への出資	国立大学の研究成果等を活用し研究開発・製造を行う民間企業等への出資を可能とする。	国立大学の研究成果等を活用し研究開発・製造を行う民間企業等への出資を可能とすることにより、迅速な開発を促し、また着実な製品化が期待できる。また、国立大学においても、会社経営に係る人的、経済的負担の軽減が見込まれる。	指定国立大学に指定を受けている東北大学では、技術移転機関、大学発ベンチャーを支援するVC等のほか、大学発ベンチャーのうち、コンサルティング事業等を行うものに限定して出資が可能とされているところ。 現在、通常国会に提出されている国立大学法人法の一部を改正する法律案において、施設等の利用促進に係る事業者や、大学発ベンチャーへの出資を可能とする改正案が提出されているが、法案が成立したとしても、これら以外の事業については出資が認められていない。	○国立大学法人法(平成15年法律第112号) 第22条(業務の範囲等)	国立大学による出資制限を緩和し、大学の研究成果等を活用し研究開発・製造を行う既存の民間企業等への出資を可能とする。	文部科学省	「国立大学法人法の一部を改正する法律」(令和3年法律第41号。令和4年4月1日施行)においては、指定国立大学法人について、当該指定国立大学法人における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を実施する者に対する出資を可能としており、この事業に該当する場合は、今回の法改正で拡大した出資対象事業の範囲内で、本提案の事業に対する出資が可能です。				
宮城県仙台市	13	大学債発行対象の緩和	・ブロックチェーンを使ってマイクロレディンシャルを行う事業 ・教員の知見や技術を社会実装につなげるため、市民・事業者と共同してまちづくりを行うソーシャルイノベーションラボ ・バーチャルキャンパス構築・運用、画像3D分析、ドローン所有運用等を行う事業	・国立大学が、従来の研究主体の役割を越えて、地域主体のイノベーション創出や地方創生において、中心的な役割を担えるようになる。 ・国立大学内を主なフィールドとして、事業者、自治体との共同による新たな技術の実証・実装につなげることができる。	国立大学が長期借入金をし、又は債権を発行することができる対象費用が、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に限定されており、本構想において実施するような公益性の高いソフト事業であっても、長期借入金又は債権発行を行うことができない。	○国立大学法人法(平成15年法律第112号) 第33条第1項(長期借入金及び債権) ○国立大学法人法施行令(平成15年政令第478号) 第8条(土地の取得等)	国立大学法人による長期借入金の借入れ又は債券の発行の対象を、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置(以下、「土地の取得等」という。)としている趣旨は、当該土地の取得等に必要資金規模が大きく、単年度での予算措置が困難である場合もあつたから、中長期的な償還を前提とした安定的財源として長期借入金又は債券の活用を可能とするというものです。そのため、本提案のような「公共性の高いソフト事業に係る人件費、プログラム経費等の事業費」について、長期借入金の借入れ又は債券の発行の対象とすることは想定していません。なお、長期借入金の借入れ又は債券の発行の要件緩和については、今後、今回の御提案の内容や大学からの意見等も踏まえながら、引き続き検討してまいります。	文部科学省	東北大学や仙台市で検討している公益性の高いソフト事業は、国立大学法人の業務(法人法第22条に定める業務)の対象には含まれておらず、現行では実施することができないが、公益性が高く社会全体としてメリットが大きいと考えられ、国家戦略特別区域内における東北大学の業務として実施することを認めほしい。	文部科学省	国立大学法人法第22条に定める国立大学法人の業務の範囲は、独立行政法人制度において、独立行政法人の業務等が国民のニーズとは無関係に膨張することを防止するため、業務を個別法令により定められる本来業務及びそれに附帯する業務に限られている趣旨に即ち定められており、国立大学が当該業務の範囲を超えた業務を行うことは認められません。なお、各大学における具体的な業務の考え方については、個別に御相談いただければ対応いたします。		
宮城県仙台市	14	国際基準に基づく放射光施設の規制・制度改革	現在建設が進められている次世代放射光施設において、施設のリアル・バーチャルでの見学・体験を通じてサイエンスツーリズム等を実施し、市民の関心を高めるとともに、事業者による次世代放射光施設の利用・研究開発を促進する。	X線のビームラインは放射化のおそれがないため、ビームを導入しなければ被ばくのおそれはない。放射線業務従事者でなくとも実験に参加することができると、施設利用の障壁が低下し、利用促進に寄与する。また、学生実習や企業研修が容易になり人材育成につながる。放射線業務従事者にならないで利用できる国外の放射光施設に合わせることで、日本の国際的競争力を維持することができる。 一方の一般による施設公開の際に、実験風景を見学いただくことができ、放射光施設の理解が促進する。	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第22条の3第1項では「放射線発生装置の運転を・・・点検等のために七日以上の期間停止する場合における当該放射線発生装置に係る管理区域・・・については、管理区域でないものとみなす。」とあり、被ばくのおそれのない区域であっても、7日間停止する場合でないと同項の規定が適用できない。	○放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号) 第22条の3第1項(放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の特例)	国際原子力機関(IAEA)において施設のリスクに基づく「Graded approach」に沿った規制が推奨されていることなどを踏まえ、放射化のおそれのない区域に対しては、放射線発生装置の停止後7日間を待たずに管理区域でないものとみなす規定を設ける。	原子力規制委員会	同規定は工事、修理、点検等を想定しており、同規定を適用して管理区域からRI施設がない企業も多く、そのような企業は生産線等を管理するために所属元ではないどこかの業者に放射線業務従事者管理を依頼する必要がから、必ずしも一般見学や研修の便宜向上にはつながらない可能性がある。 なお、ビームラインや実験装置の部屋は線量や条件次第で、放射線施設の設計及び管理方法等工夫し、その旨を明記した申請を行うことにより、本法の規定に基づく管理区域として区域管理することを要さない区域とすることが、現行規制においても成立し目的を達成出来る可能性があるため、提案の件については具体的にご相談いただきたい。	原子力規制委員会	同規定については、被ばくのおそれなくとも生産線量の管理が必要である。利用者には所属元にRI施設がない企業も多く、そのような企業は生産線等を管理するために所属元ではないどこかの業者に放射線業務従事者管理を依頼する必要がから、必ずしも一般見学や研修の便宜向上にはつながらない可能性がある。 なお、新設企業の参入や研究の活性化を妨げる障壁の一つとなっている。同規定の緩和により、7日間の停止期間に関わらず直ちに管理区域から除外し、弾力的な運用ができるのであれば、次世代放射光施設一般見学や学生実習における人材育成や企業研修等への便宜向上につながるかと考えており、ご検討いただきたい。	原子力規制委員会	今般の御意見からのみでは、「一般見学や学生実習」の対象者が具体的にどのような方々を想定しているかが分りかねるが、管理区域に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものの外部被ばく及び内部被ばくについては、管理区域内において実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれがないときは、法令上、被ばくによる線量の測定をすることが求められていない。 今般の放射線施設がどのようなものであり、「一般見学や学生実習」の対象者としてどのような方々を想定し、それらの方々がどの場所を何をするを想定しているのか等、具体的な内容が分りかねるため、面談等により御相談いただくよう御検討いただきたい。